

# 一般社団法人 フォレスト・サーベイ 定 款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人 フォレスト・サーベイと称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を埼玉県入間市に置く。

(目的)

第3条 本法人は、森林・林業に関する調査・研究等を行うことにより、森林・林業の技術向上、森林資源の保全及び林業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を国内外で行う。

- (1) 森林・林業に関する情報収集、調査及び研究並びにその受託
- (2) 森林に生育・棲息する希少野生動植物等の情報収集、調査及び研究並びにその受託
- (3) 林道・作業道の調査及び設計並びに測量の受託
- (4) 森林・林業に関する技術の普及・啓発等の業務の受託
- (5) (1)から(4)までの事業実施に必要な人材の派遣
- (6) その他当法人の目的を達成するための必要な事業

## 第2章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同して賛助する個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。
- 3 賛助会員は、社員総会に出席することはできるが議決権は有しない。

（会員の資格取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める様式による申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

- 2 団体の正会員にあっては、団体の代表者として、その権利を行使する者（1名に限る。以下、「指定代表者」という。）を定めて、代表理事に届け出なければならない。また、指定代表者を変更した場合には、速やかに変更届出書を提出しなければならない。

（経費の負担）

第7条 正会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負い、社員総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

（任意退社）

第8条 会員は別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
  - (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名を決議する社員総会において弁明の機会を与える。

（会員資格の喪失）

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を要する会員が2年以上履行しなかったとき

(2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

### 第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての正会員（以下、「社員」という。）をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として事業年度の終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定により請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集する。
- 4 社員総会を招集するときは、日時、場所、議題等を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知するものとする。ただし、社員総会に出席しな

い社員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知するものとする。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、あらかじめ代表理事の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(定足数及び決議)

第17条 社員総会は、総社員の過半数を有する社員の出席により行う。

2 社員総会の決議は、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 長期借入金
- (6) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第18条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人によってその議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員

### (設置)

第20条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上5名以内
- (2) 監事 1名
  - 2 理事のうち1名を代表理事とする。
  - 3 代表理事以外の理事のうち1名を専務理事とすることができる。

### (選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び専務理事は、理事の中から選任する。
- 3 監事は、理事又は使用人を兼ねることはできない。

### (理事の職務及び権限)

第22条 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表して、その業務を総理し、専務理事は本法人の業務を執行する。

### (監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

### (役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事及び監事としての権利義務を有する。

### (解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事又は監事に対して、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

(責任の免除)

第27条 本法人は、法人法第111条第1項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事の過半数の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 会 計

(事業年度)

第28条 本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第29条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書

(事業計画及び予算)

第30条 本法人の事業計画及び予算については、毎事業年度に代表理事が作成し、定時社員総会において承認を得るものとする。

(長期借入金)

第31条 本法人は社員総会の決議を経て、1年以上の長期借入金をすることができる。

(剰余金の分配の禁止)

第32条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第34条 本法人は、社員総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第35条 本法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる本法人と類似の目的を持つ法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第7章 事務局

(設置等)

第36条 本法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織運営に関する必要事項は、代表理事が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第37条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員・社員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 登記に関する書類
- (5) 事業報告書
- (6) 監査報告書

- (7) 貸借対照表
- (8) 損益計算書
- (9) 事業計画書
- (10) 予算書
- (11) その他必要な帳簿及び書類

## 第8章 公 告

(公告)

第38条 本法人の公告は、電子公告により行う。

## 第9章 雑 則

(委任)

第39条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に関して必要な事項は、代表理事が別に定めるものとする。